保医発 1128 第 3 号 令和 7 年 11 月 28 日

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日付け保医発0305第4号)を下記のとおり改正し、令和7年12月1日 から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底 をお願いいたします。

記

- 1 別添1の第2章第3部第1節第1款D014(31)の次に次を加える。
 - (32) 抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン4 抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- 2 別添1の第2章第3部第1節第1款D023(40)の次に次を加える。
 - (41) RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。
 - ア 入院中の患者
 - イ 1歳未満の乳児
 - ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者

(参考:新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改正前
別添 1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第1部~第2部 (略)	第1部~第2部 (略)
第3部 検査	第3部 検査
1~18 (略)	1~18 (略)
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
時間外緊急院內検査加算~D013 (略)	時間外緊急院内検査加算~D013 (略)
D014 自己抗体検査	D014 自己抗体検査
$(1)\sim(31)$ (略)	(1)~(31) (略)
(32) 抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発	(新設)
神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判	
定を除く。)を目的として、ELISA 法により測定した場合に、	
それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン4抗体の所定点数を	
準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性	
ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であ	
<u>ったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただ</u>	

し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及 び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載するこ と。

D015~D022 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)~(40) (略)

(41) RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。

ア 入院中の患者

イ 1歳未満の乳児

ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる

患者

 $D 0 2 3 - 2 \sim D 0 2 5$ (略)

第2款 (略)

第3節・第4節 (略)

第4部~第14部 (略)

第3章 (略)

D015~D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)~(40) (略)

(新設)

 $D023-2\sim D025$ (略)

第2款 (略)

第3節・第4節 (略)

第4部~第14部 (略)

第3章 (略)